

令和 8 年 2 月 4 日
土木部工事第二課

橋梁下部工事（補助第 216 号線 4 号橋）の第 2 回契約変更について

1 主 旨

都市計画道路補助第 216 号線の築造に伴い、仙川との交差部に 4 号橋の新設を計画しており、令和 6 年 5 月より、橋の土台になる橋梁下部構造の築造及び橋の周辺護岸の改築工事に着手している。また、令和 6 年度末の部分払いにあたり、令和 7 年 1 月に専決処分により第 1 回契約変更を行っている。

令和 7 年度末の部分払いに伴う第 2 回契約変更を行うにあたり議決を要する事案となるため、概要等について報告する。

2 契 約 件 名 橋梁下部工事（補助第 216 号線 4 号橋）

【大蔵五丁目 10 番から大蔵三丁目 3 番先】

3 場 所 世田谷区大蔵五丁目 10 番から大蔵三丁目 3 番先

4 相 手 方 東急・新館建設共同企業体

5 契 約 期 間 令和 6 年 5 月 20 日～令和 8 年 1 月 5 日迄 ※変更なし

6 契 約 金 額 【当初】 1,489,840,000 円（税込）

【第 1 回変更】 1,544,504,500 円（税込）

【第 2 回変更】 1,705,684,563 円（税込）

【第 1 回変更との差額】 +161,180,063 円（税込）

【当初との差額】 +215,844,563 円（税込）

7 変 更 理 由

- ・工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレスライド）の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。（約 3,000 万円増額）
- ・工事に伴い発生した土砂が土壤汚染対策法の基準不適格土壤であることが判明し、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となったため。（約 4,500 万円増額）
- ・鋼管ソイルセメント杭施工時に、液状のセメント混合土が想定以上に発生したことにより、バキューム車による運搬処理が必要となったため。（約 3,000 万円増額）

8 添付資料 別紙 1 位置図

別紙 2 工事概略図

別紙 1

位置図

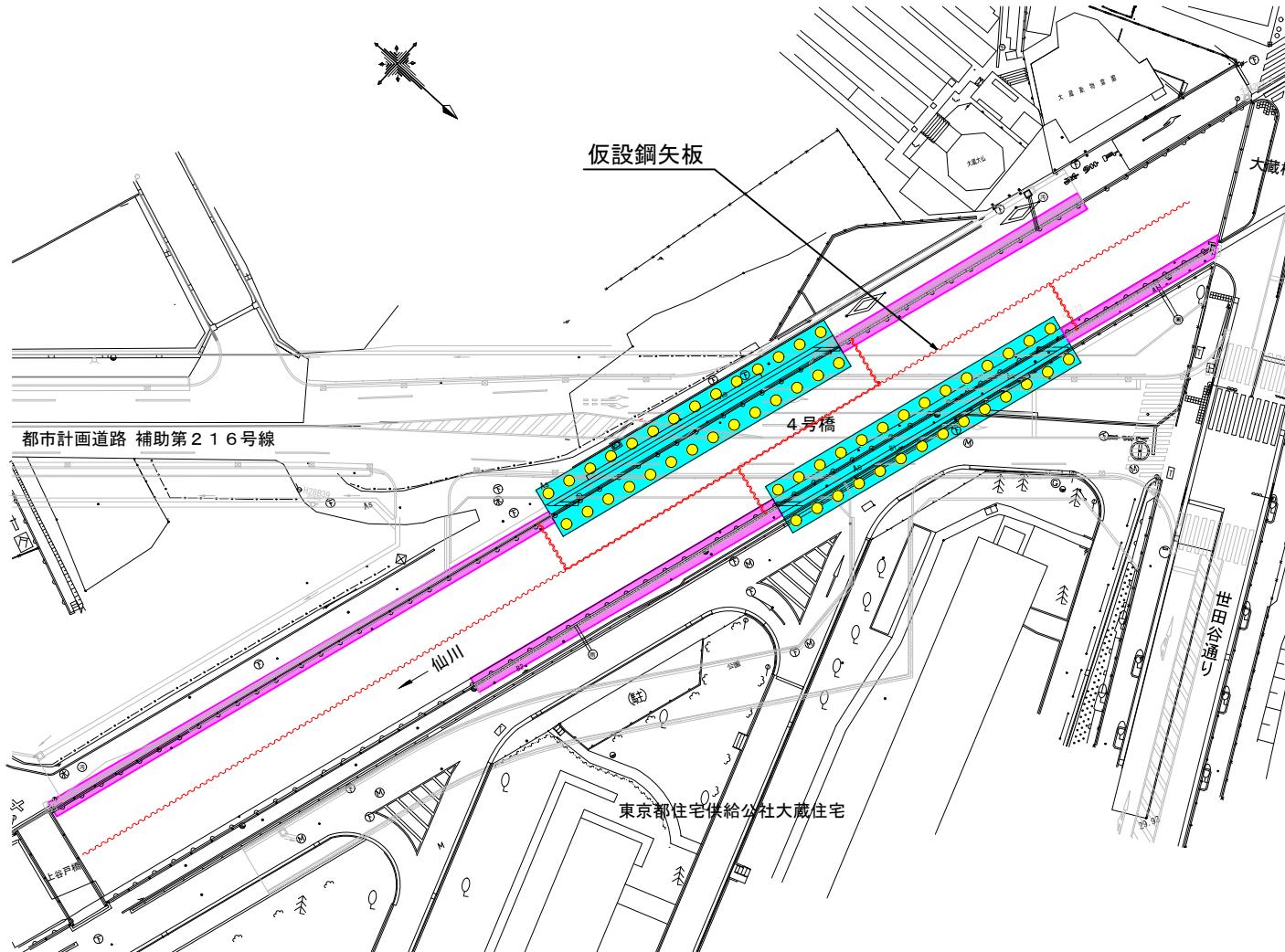


場所：世田谷区大蔵五丁目 10 番から大蔵三丁目 3 番先

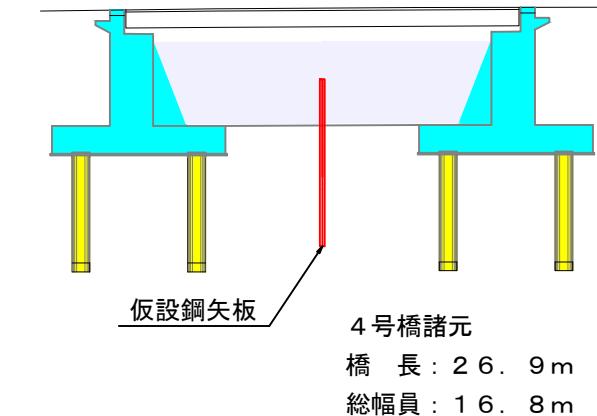


工事概略図

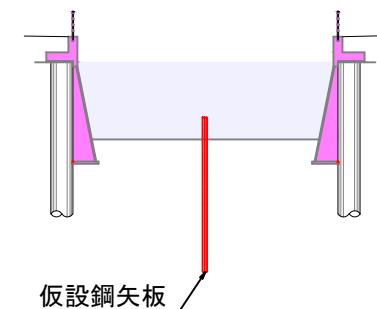
平面図



橋台断面図



護岸断面図



凡例

- : 鋼管ソイルセメント杭工
- : 橋台躯体工
- : 護岸改築工